

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立のふれあいの村条例		
条 例 番 号	平成 2 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 3 節の 2
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局子ども教育支援課		
条 例 の 概 要	児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等をはぐくむふれあい活動のための施設として、神奈川県立のふれあいの村の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	県立のふれあいの村は、児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等をはぐくむふれあい活動のための施設であり、現在でも設置する必要がある。 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立のふれあいの村の設置、管理等に関し必要な事項を定めたものであり、必要な条例である。	足柄ふれあいの村 南足柄市広町 1507 (平成 2 年 7 月開設) 愛川ふれあいの村 愛甲郡愛川町 3390 (平成 5 年 4 月開設) 三浦ふれあいの村 三浦市初声町和田 3136 (平成 7 年 4 月開設)
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	県立のふれあいの村は周辺の自然環境を活かした自主事業をはじめ、教育課題等に対応した広範なプログラムを提供するとともに、宿泊室の貸し出しにより県民の体験活動に積極的に活用されており、有効に機能している。	利用者数 (3 施設合計) 平成 18 年度 : 338,078 人 平成 19 年度 : 327,668 人 〔 ※平成 19 年度は、耐震補強工事(三浦ふれあいの村)のため、宿泊施設の一部を休止した 〕
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	施設及び設備の維持管理並びに自然体験や交流活動等に相当の知識と経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。	平成 18 年度から平成 22 年度まで、(財)神奈川県ふれあい教育振興協会(足柄・愛川)と(財)横浜 YMCA(三浦)を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	県立のふれあいの村は、児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等をはぐくむふれあい活動の拠点施設であり、平成 19 年 8 月に策定された「かながわ教育ビジョン」が提唱する「心ふれあう しなやかな 人づくり」の基本方針にも合致しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致したものである。	
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点での改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)